

認定申請のための必要書類

標準的なケースの必要書類を表記していますので、状況に応じて他の書類を求める場合や認定できない場合もあります。

(2) 18歳未満の子を被扶養者にしたいとき

右記必須書類 ＋状況に応じ 下記書類を提出してください		・健康保険被保険者資格喪失証明書コピー又は 国民健康保険被保険者証コピー		
続柄 区分	申請事由	収入	必要書類1	必要書類2 (別居の場合)
子 (18 歳 未 満)	出生		・世帯全員の続柄入り住民票コピー (発行3ヶ月以内・個人番号の記載がないもの) ※1	左記必要書類1に加え ・「同居・別居申請書」 及び ・別居先の世帯全員の 続柄入り住民票コピー (個人番号の記載がないもの) 及び ・直近3か月分(連続)の 送金相手のわかる銀行 振込控え、現金書留 引受票等のコピー (別居家族の収入以上の 額を送金している事)※2
	被保険者入社	無	・世帯全員の続柄入り住民票コピー (発行3ヶ月以内・個人番号の記載がないもの)	
		有	・世帯全員の続柄入り住民票コピー (発行3ヶ月以内・個人番号の記載がないもの) ・子の直近の収入証明6か月分のコピー	
	結婚、離婚	無	・世帯全員の続柄入り住民票コピー (発行3ヶ月以内・個人番号の記載がないもの) ・戸籍謄本コピー	
		有	・世帯全員の続柄入り住民票コピー (発行3ヶ月以内・個人番号の記載がないもの) ・戸籍謄本コピー ・子の直近の収入証明6か月分のコピー	
	扶養異動 (夫(妻)の扶養から 妻(夫)の扶養へ等)	無	・世帯全員の続柄入り住民票コピー (発行3ヶ月以内・個人番号の記載がないもの) ・夫(妻)の直近6か月分(連続)の給与明 細書コピー※3	
		有	・世帯全員の続柄入り住民票コピー (発行3ヶ月以内・個人番号の記載がないもの) ・夫(妻)の直近6か月分(連続)の給与明 細書コピー※3 ・子の直近の収入証明6か月分のコピー	

★出生以外の全てのケースに提出要

(1) それまで入っていた健康保険の資格喪失証明書又は国民健康保険証のコピー。

★被扶養者になっていない配偶者がいる場合は、併せて(2)の提出要(夫婦共同扶養の確認のため)

(2) 配偶者の直近の給与明細書コピー(連続6か月分)。

給与明細コピーが揃えられない場合は源泉徴収票コピーでも可。

手書きの給与明細の場合は事業主印が必要。

自営業の場合は最新の所得証明書コピー

(3) 被保険者より収入が高い配偶者が育児休業中の場合は、育児休業終了期限のわかるもののコピー(子の保険証の有効期限は育児休業が終了するまでの期限)。

★配偶者がいない場合

(1) 戸籍謄本(抄本)コピー(養育費の確認のため)

※1・海外で出産した場合は、住民票の代わりとして出生を証明する公的書類。

※2・手渡しは不可。

・別居の理由が、単身赴任・里帰り出産^{※1}・施設入所の場合に限り送金明細書のコピーは不要。

・事由発生月からの毎月の送金証明3か月間分の提出が確認されてから認定(認定日は3か月目の送金証明がコマツ健保に到着した日とする)。

複数月分をまとめて送金した証明は無効。

3か月間の送金証明が提出されない場合は健保の判断で被扶養者から除外する場合がある。

・無収入の場合は、被保険者の送金によりその人の暮らしが成り立つ額であること(健保で精査)。

注1：里帰り出産 出産後6か月以内とする。

それ以上の期間の場合は別居扱いとし、6か月以降3か月連続の送金証明の提出が必要

(同居となった場合は住民票再提出)。

※3・事由が退職の場合は、離職票1、2のコピー(雇用保険未加入の場合は退職証明書及び直近1か月分の給与明細書コピー)。

・認定を受ける段階で直近の収入が規定の収入(60歳未満は10万8千円、60歳以上は15万円)を超えている場合は認定不可。

【参考】費目別・世帯人員別標準生計費(2023年4月人事院)

単位：円

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人
食 料 費	33,220	33,500	52,750	72,000
住 居 関 係 費	46,640	49,610	45,080	40,550
被 服・履 物 費	5,760	3,920	6,340	8,760
雑 費 I ^{注1}	24,830	25,830	49,460	73,090
雑 費 II ^{注2}	10,460	12,220	16,990	21,770
計	120,910	125,080	170,620	216,170

注1：保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

注2：諸雑費，小遣い等

<< 送金証明として認められるもの >>

* 振込人・差出人：被保険者名義であること（被保険者以外の名義は不可） * 受取人：扶養認定申請の対象者		
銀行・郵便局 （窓口）	・ 払込依頼書 ・ 送金証明書 ・ 払込票	送金額，受取人，振込人の記載があるもの
銀行・郵便局 （A T M）	・ 利用明細書	
現金書留	・ 郵便局からもらう差出人用の控え および 受取人が受け取った封筒のコピー	損害賠償額，受取人，引受日付印が記載されているもの
インターネット	・ 送金額，受取人，振込人の記載がある書面	

<< 送金証明として認められないもの >>

銀行・郵便局 （窓口）	・ 通帳のコピー （例）被保険者が保管している被扶養者の通帳に被保険者が入金し 被扶養者がキャッシュカードで下ろした際の通帳のコピー （受取人と振込人の区別がつかないため）
領収書	・ 受取人が作成したもの
その他	・ 送金額，受取人，振込人の記載がないもの

<<その他の注意点 >>

- 同居・別居の判断は住民票にて確認。
- コマツ健保への申請書到着が事由発生後 1 か月以上経過した場合の認定日はコマツ健保受付日。
- 出生の場合に限り、出生日から 2 か月以内の申請であれば出生日が認定日。
2 か月経過後は、原則としてコマツ健保で受け付けた日が認定日。

<<外国人の場合 >>

- 外国人被保険者の配偶者(内縁は不可)と子以外の親族で、1 年未満の滞在の場合は、居住とは認められず、日本の医療保険の受け皿である国民健康保険の被保険者の資格がないので、被扶養者としての認定は不可。
- 被扶養者が外国人の場合は、在留カードに記されている有効期限が保険証の有効期限。
引き続き日本に居住する場合は在留カード更新の手続きをし、新しい在留カードの両面コピーと現在の保険証を添付して保険証の有効期限の更新手続きが必要。